

# 滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱

## ○滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱

平成13年1月22日

教育委員会告示第1号

注 平成28年1月から改正経過を注記した。

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習活動を支援するため、教育、芸術・文化、趣味、スポーツ・レクリエーション等さまざまな分野における人材を、滝沢市いきいき人材バンク(以下「バンク」という。)に登録し、その積極的な活用を図ることにより、本市の生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

### (募集分野)

第2条 バンクに登録する者の募集分野は、教育長が別に定める。

(平28教委告示1・一部改正)

### (登録資格)

第3条 バンクに登録をすることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとし、特定の政治活動、宗教活動又は営利活動をする者は登録することができない。

- (1) 生涯学習活動に深い理解と熱意のある者
- (2) 前条に掲げる募集分野において、要請に応じて市民の生涯学習活動の支援ができる者
- (3) 本市に在住又は本市で活動できる者で満20歳以上の者

(平28教委告示1・一部改正)

### (登録)

第4条 バンクに登録をしようとする者は、事前に教育長の承認を受けるものとし、登録の有効期限は、登録の日の属する年度末までとする。ただし、教育長は、本人の意思を確認の上、登録を更新することができる。

(平28教委告示1・全改)

### (登録の変更)

第5条 バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じた場合には、教育長に届出を行わなければならない。

(平28教委告示1・一部改正)

### (登録の取消)

第6条 教育長は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録者の意思により登録を取り消す申出があったとき。
- (2) 登録内容に偽りがあったとき。
- (3) 登録者の地位を利用して政治、宗教又は営利活動をしたとき。
- (4) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (5) 病気又は死亡等により登録者が活動することが困難なとき。
- (6) その他、登録者として不適格であると教育長が認めたとき。

(平28教委告示1・一部改正)

### (登録者の役割)

第7条 登録者は、この要綱の趣旨を理解し、団体・サークル等(以下「団体」という。)の活動又は育成に誠意をもって当たるものとする。

### (登録者の紹介)

第8条 教育長は、市内の団体の求めに応じて登録者の紹介を行い、市内の団体が直接登録者に指導の要請をするものとする。

2 前項における市内の団体とは、構成員の大半が市内に住所を有する者で構成され、その構成員が概ね10人以上であり、開催する学習会にそのほとんどが参加している団体をいう。

(平28教委告示1・一部改正)

### (事故)

第9条 登録者のバンクの活動に関して、事故が発生した場合において、教育委員会はその責を負わない。

(平28教委告示1・一部改正)

### (所管)

第10条 バンクの事務は、生涯学習スポーツ課が行うものとする。

# 滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱

(平28教委告示1・平29教委告示1・一部改正)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月20日教委告示第1号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年8月30日教委告示第2号)

この告示は、平成14年9月1日から施行する。

附 則(平成16年2月24日教委告示第1号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委告示第1号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日教委告示第2号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日教委告示第6号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日教委告示第7号)

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日教委告示第1号)

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日教委告示第1号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。